

8 当事者系審判における審理の進め方に関する調査研究

平成17年4月に導入された特許法第104条の3の規定により、特許侵害訴訟において特許無効の抗弁が判断されるようになったことを受け、特許庁は、侵害訴訟係属中に請求された審判事件を早期に審理する対象とし、紛争の迅速な解決に寄与してきた。

一方、「知的財産推進計画2009」の重点施策では、「いわゆる「ダブルトラック」に係る問題への対応策について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う」とされている。この議論をするにあたり、今以上の迅速・的確な当事者系審判における審理の進め方につき、調査検討を実施しておく必要があった。

本調査研究は、このような背景を踏まえ、当事者系審判(無効審判)に係るユーザーニーズを把握すべく、企業及び代理人へヒアリング調査を行うとともに、当事者系審判と訴訟との関係に係る統計分析等も行い、迅速・的確かつ制度利用者の満足度を高める当事者系審判の審理の進め方について調査研究を行ったものである。

I. 序

目的として、本調査研究を行ったものである。

1. 本調査研究の背景・目的

平成17年4月に導入された特許法第104条の3の規定により、特許権の侵害に係る訴訟(以下「特許侵害訴訟」という)において、特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるかどうか(特許無効の抗弁)が判断されるようになったことを受けて、特許庁は、侵害訴訟係属中に請求された審判事件を早期に審理する対象とし、当事者系審判(特許無効審判)の審理の充実化・効率化を図り特許侵害訴訟に係る紛争の迅速・適切な解決に寄与してきた。

一方で、「知的財産推進計画2009」の「重点施策」においては、特許の有効性判断に係る紛争処理スキームにつき、「特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」に係る問題への対応策について、平成22年度中に一定の結論を得るべく検討を行う」とされている。

「ダブルトラック」については、特許侵害訴訟と当事者系審判が並行して行われる場合、技術専門官庁である特許庁の当事者系審判において、早期に的確な結論を導き、侵害訴訟の審理に活かせるように努めているところであるが、平成22年度に制度の在り方を議論するにあたり、今以上の迅速・的確な当事者系審判における審理の進め方について、本年度中に十分な調査検討を実施しておく必要があった。

さらに、当事者系審判の口頭審理については、当事者双方が審判長の審理の進め方について満足度が高くなる様、適切に審理を進めること(審理指揮)が、審判事件を総理する審判長にとって、重要な責務となっている。

このような背景のもと、迅速・的確かつ制度利用者の満足度を高める当事者系審判の審理の進め方について早急に検討を行うことが必要であり、その検討基礎資料とすることを

2. 本調査研究の実施方法

(1) 調査及び分析・検証作業

日本の当事者系審判における審理の進め方に関するユーザーニーズを把握するために、当事者系審判の経験を有する日本国内の弁護士事務所、弁理士事務所、企業、計20者に対してヒアリング調査を実施し、その結果を整理して国内ヒアリング結果として取りまとめた。

また、国内の裁判所における知的財産訴訟の手續及び海外主要国における特許に係る当事者系審判及び特許無効に係る裁判制度の概略につき、文献調査を実施し、取りまとめた。

さらに、特許無効審判と裁判との関係性を把握するために、過去5年の間に請求された特許無効審判に係るデータにつき、関連する裁判の有無又は前後関係に関する分析の実施、及び関連する裁判の提訴から特許無効審判請求までの期間に関する分析の実施とを行い、その結果を客観的データとして取りまとめた。

特許無効審判の審決における形式面については、特定期間における特許無効審判審決公報からランダムに抽出した50件につき、同義で使用されている語句及び表示の使用割合について検証作業を実施し、その結果を客観的データとして取りまとめた。

(2) 分析・取りまとめ作業

上記(1)に記載の各種調査及び分析・検証作業により得られた結果を基に、日本の当事者系審判の審理の進め方について分析を行い、その結果を総合的に取りまとめた。

なお、国内ヒアリング調査においては、回答者の立場や経験に応じ、実に多種多様な意見が寄せられた。質問によっては、多数の回答者に共通し、又は類似した意見が寄せられ

た箇所もあれば、その一方で、特定の事件を念頭に置いた意見も寄せられた。こうした傾向を踏まえ、本調査研究においては、幅広い意見をなるべく網羅的に取り上げるように配慮している。比較的多数の回答者に共通し、又は類似した意見や、今後の制度設計を考える上で重要と思われる意見については重点的に抽出し、検討を加えている。

この点に関連し、回答者の意見を取りまとめるにあたっては、公平かつ幅広い視点から分析すべく、特許法及び民事訴訟法に知見のある弁護士に作業に加わっていただいた。

また、国内ヒアリング調査に係る部分については、弁護士及び弁理士、さらには両資格保有者を含め、「代理人」として一括してまとめていること、及び、上記(1)に記載したとおり、サンプル数は20者(代理人16箇所、企業4社)であることに留意されたい。

II. 当事者系審判が果たすべき機能

1. 客観的データの分析結果

客観的データからは、特許無効審判請求がなされたケース全体のうち、特許侵害訴訟の提起がなく、あるいは、これに先行して特許無効審判請求がなされたケースが、かなりの割合(約75パーセント)を占めていることが分かった。すなわち、特許侵害訴訟が提起されたことを受け、これとの関係で、防衛的に利用される特許無効審判(特許侵害訴訟との関連性が高い特許無効審判)という類型以外にも、特許無効審判は広く利用されていることが、客観的データにより裏付けられている。この点には留意する必要がある。

これに対し、今回調べた範囲内では、客観的データから、特許無効審判と特許侵害訴訟との関係について、分野別の顕著な特徴又は年代ごとの顕著な変化・推移を見出すことはできなかった。

2. 国内ヒアリング結果の分析結果

国内ヒアリング結果においては、上記1.の客観的データと必ずしも完全に一致する結果が出ているわけではない。

代理人からのヒアリング結果においては、特許侵害訴訟を提起された場合に、対抗手段として特許無効審判を利用することが多いとの回答が多数存在している。

もともと、かかる結果は、企業が代理人に依頼する場面が、特許侵害訴訟と絡んだ場合が多いことを示すものであり、必ずしも上記1.の結果と矛盾するわけではないとの理解も可能である。

この点、企業の担当者の経験としては、特許侵害訴訟との関連性を必ずしも有しない特許無効審判も多いと回答されていることにも示されている(企業からのヒアリング結果では、総じて、代理人からの回答と比較した場合に、特許侵害訴訟

との関連性を必ずしも有しない特許無効審判も多いと回答する傾向が見られた)。

更に言えば、代理人からのヒアリング結果においても、特許侵害訴訟とは別に特許無効審判を利用する機会があると回答する回答や、特許侵害訴訟に対する防御という意味とは別に、特許無効審判が存在することの意義を重視する回答が存在している。

また、特許無効審判をライセンス交渉を有利に進めるために利用する場合があるとの回答が複数存在しており、更に、外国において特許を巡る紛争が起きている場合において、外国における紛争を有利に進めるために、戦略的な観点から、当該外国特許に対応する日本特許について特許無効審判を提起する場合があるとの回答が存在している(なお、特許無効審判を外国特許の権利範囲と揃える目的で利用する場合があるとの回答も存在している)。

この他にも、特許無効審判をマーケットに参入する際に障害となる特許を無効にするのに利用する場合に言及したものの、自社製品が他社の特許の技術範囲に属する場合において、そのような事態を回避するため、特許無効審判を、他社の特許のクレームを減縮させることを目的として利用する場合に言及したものの、クレームが明確でないために、自社製品が他社の特許の技術範囲に属するおそれがある場合等において、クレームを明確化し、自社製品が他社の特許を侵害しているのではないかと疑義を払拭するために、特許無効審判を利用する場合に言及したものが存在している。

このように、国内ヒアリング結果からは、利用者において、特許侵害訴訟の提起がなく、あるいは、これに先行して特許無効審判請求をする需要が高いことが分かる。

なお、分野別・業種別の差異は明確にならなかった。ただし、化学分野については、交渉目的よりは特許を完全に無効とすることが重視されるとの点に言及したものの、医薬・医療品器具の分野について、特許侵害訴訟を伴わずに特許無効審判を単独で請求するケースが多いとするものがあり、他の分野と比較してやや特殊性があるとする回答が存在した。

3. 当事者系審判が果たすべき機能

特許無効審判が果たすべき機能を論じるとき、更には、将来的な特許無効審判の制度設計を論じるとき、「ダブルトラック」に係る問題を念頭に、特許侵害訴訟との関係を十分に意識した検討を行う必要がある。

また、他方において、特許侵害訴訟の提起がなく、あるいは、これに先行して特許無効審判請求がなされたケースの割合が高く、利用者においては、特許無効審判独自の存在意義を認識していることからすれば、特許無効審判独自の機能に関する分析を深める必要性も高い。

したがって、特許無効審判が果たすべき機能を考え、更

には、以下のとおり、個別の制度設計を論じるにあたっては、特許侵害訴訟及び各国制度との比較並びに各種ヒアリング結果を尊重しながらも、それらの制度が、特許無効審判独自の制度意義・存在意義に合致しているのかという点からの配慮も必要であると考え。

Ⅲ. 計画審理

1. 計画審理の必要性

国内ヒアリング結果からは、特許侵害訴訟との調整が必要なケース等、一定の事案については、計画審理に対する要望が高いことが分かる。

また、計画審理に消極的な意見としては、現状から更に書面の準備期間が短縮されて準備に要する負担が増加しないかとの点を懸念する意見や、硬直的な計画審理が一回的紛争解決にならないとの点を懸念する意見が多数であり、これに対して、特許無効審判においては、そもそも計画審理自体が不要であるとする意見は、全体的な回答の傾向からすると限定的であった。

このように、全体的な意見の方向性としては、計画審理自体については、おおむね肯定的に受け止められていると考えられることから、一定の事案については、審理の迅速化及び手続の予測可能性を担保すべく、計画審理を積極的に導入することが望まれているのではないと思われる。

2. 計画審理が望まれる典型的な場面

当事者が、計画審理や審理の迅速化をどの程度希望するかは、事案により異なる点があることは否定できない。

この点、国内ヒアリング結果において、特に計画審理が望ましい(又は期待される)と言及されている事案の1つは、特許侵害訴訟が並行して動いている事案である。更にもう1つは、外国企業が当事者となる事案や外国での紛争が並行する事案である。

3. 事前準備手続が望まれる典型的な場面

国内ヒアリング結果からは、口頭審理の負担を軽減するための事前準備手続について、積極・消極両意見が見受けられた。もっとも、具体的な事案によっては、事前準備手続が有効であるという意見が多数に及んでいる。

そこで、事前準備手続の要否については、一律にこれを判断するのではなく、個別具体的な事案ごとに判断すべきであると考え。

その上で、特に事前準備手続が望ましい(又は期待される)事案としては、論点が複雑又は多数ある事案や、技術的理解が難解又は重要である事案が指摘されている。

4. 計画審理方式の類型化

計画審理・事前準備手続の有無や方式については、当事者の意向を踏まえた上で、個別具体的な事案の内容・性質に応じて選択の余地がある方がより望ましい。

他方において、計画審理の方式について、明確な基準やモデルがないままに、審判合議体ごとに、まちまちに計画審理の方式を策定した場合、特許庁としての対応が不統一であるとの指摘がなされる可能性もある。

そこで、こうした意見に配慮しつつ、計画審理の方式について、ある程度、類型化されたものが提案できないかは検討の余地がある。

この点に関し、特許無効審決取消訴訟は、審理対象が特許無効審決に絞られているため、かなりの程度、手続が類型化されている。そして、審判対象がある程度絞られているという点は、特許無効審判においても、ある程度妥当する。

そこで、特許無効審判の計画審理を検討するにあたって、裁判手続における審理計画の類型が参考になると考えられるところ、例えば知的財産高等裁判所における特許無効審決取消訴訟のモデルでは、A方式・B方式の2つの方式が提示されている(現在の運用では、A方式に限定されている)。

この点、知的財産高等裁判所における特許無効審決取消訴訟の手続のうち、「口頭弁論」は、一般的には提出された書面を確認するための手続であるから、特許無効審判における事前準備手続・口頭審理に近いものとして参考となる手続は、むしろ「弁論準備手続」であろう。

そこで、特許無効審判における典型的な計画審理方式としては、まず、①A方式(弁論準備手続が2回予定されている)に対応するものとして、事前準備手続・口頭審理をそれぞれ1回ずつ予定する類型、更には、②B方式(弁論準備手続が1回のみ予定されている)に対応するものとして、事前準備手続はなく、口頭審理1回のみを予定する類型、以上の、2つの類型が考えられる。

この点、充実した審理を実現し、利用者の納得感を得るためには、審判合議体が直接当事者の意見を聴取する機会を予定する、上記①又は②の方式が原則とされるべきである。他方、事案の内容によっては、書面審理のみで足りる場合も否定はできない(典型的な事案としては、答弁書が提出されない場合が考えられる)。そこで、③事前準備手続・口頭審理いずれも存在せず、書面審理のみで審理が終了する類型も、第3の類型として検討しておく必要があると考える。

なお、国内ヒアリング結果からは、口頭審理の回数は基本的には1回で十分であるとする回答が多数であったため、基本的な類型としては上記①～③の類型で十分であり、事案の内容に応じて口頭審理を2回以上開催するという運用でよいと考える。

特許無効審判における計画審理については、既に「無効審判計画マニュアル(審判官用)」が策定されており、そこにおいては、「複雑系案件の審理計画」として幾つかの審理パターンが、審査類型ごとに提示されている。そこで、今後の課題としては、上記分析を踏まえた上で、「無効審判計画マニュアル(審判官用)」に示された既存のモデルについて、上記①～③の類型ごとに細分化し、公開する等の方策が考えられる。

5. 計画審理の運用に際しての留意点

(1) 事案に即した柔軟な日程の設定

国内ヒアリング結果においては、事案ごとの特殊事情に配慮しながら、柔軟に審理日程の提示を行ってほしいとの要望が示されている。

特に外国企業が当事者となる事案には、書面作成に十分な時間が必要であるとの意見がある。また、参加人が存在する事案については、打ち合わせのための時間が特に長めに必要であるとの意見がある。その他にも、相手方の主張に対して、実験による検証等が必要な事案については、特に十分な準備の時間が必要であるとする意見がある。

そこで、審理計画の運用にあたっては、当事者の属性、参加人の有無、予想される反論の分量や内容、その他の特殊事情に配慮しながら、柔軟に審理日程の提示を行う必要があると考える。その際、相手方の意見聴取の機会を設ける等、当事者の意向・納得感を反映した日程となるよう、留意すべきである。

(2) イレギュラーな事態に対応した柔軟な日程変更

国内ヒアリング結果においては、審理計画を示した場合において、仮に硬直した運用がなされた場合には、一回的紛争解決とならないのではないかとの懸念が示されている。

具体的には、イレギュラーな事態が生じた際の柔軟な対応を求める回答が見受けられた。

そこで、審理計画の運用にあたっては、一回的紛争解決とならないのではないかとの懸念に極力応えるべく、イレギュラーな事態が発生した場合、とりわけ、審理計画策定段階にはなかった新たな証拠や主張が出てきたため、これらに対して、新たな反論を準備する必要がある場合等には、日程変更を含め、柔軟な運用が必要であるとする。

(3) 特許庁内の事務処理に要する時間の短縮

国内ヒアリング結果においては、審理のスピードについて、おおむね満足であるという回答がある一方で、特許庁内の事務処理に要する時間の短縮に対する要望も寄せられていたことから、こうした点について、改善の余地があるものと考えられる。

IV. 審理指揮

1. 職権主義

(1) 職権主義(公知例の収集)が望まれる典型的な場面

国内ヒアリング結果からは、職権主義に対する期待がうかがわれた。

1 つは、請求人が中小企業等であるため、外国公知文献を初めとする各種資料の収集能力が十分ではなく、明らかな証拠を看過している事案において、後見的な立場から公知文献の収集に関して職権主義を行使する場合である。また、もう1 つは、特許の有効性に関する十分な議論が尽くされていないため、請求の蒸し返しが見込まれる(あるいは、現に繰り返されている)事案において、補充的に公知文献の収集に関して職権主義を行使する場合である。

(2) 職権主義(公知例の収集)に際しての留意点

公知文献の収集に関して職権主義を行使することに対する懸念も一部にはうかがわれる。

そこで、とりわけ、当事者の納得感という観点からは、公知文献の収集に関して職権主義を行使した場合に、被請求人に対し、十分な反論の期間や、場合によっては再度の議論の機会(例えば、2 回目の口頭審理の機会)を与える必要があると考える。

実際に、国内ヒアリング結果においても、職権主義を行使した場合には反論のための十分な期間、更なる議論の機会が与えられるべきであるとの意見が多数存在している。

更には言えば、国内ヒアリング結果にあるように、職権主義を行使する時期は、なるべく手続の早い段階(少なくとも口頭審理の前)に行うことが望ましい。とりわけ、主張の方向性が大幅に変更されるような(主引例を組み替えるような)公知文献を職権で収集する場合、手続の安定性を害することのないように、早期の段階で公知文献の収集に関して職権主義を行使することは重要であるとする。

2. 心証開示

(1) 心証開示が望まれる典型的な場面

国内ヒアリング結果からは、心証開示に対する賛否・要望が、回答者によってまちまちであることが分かる。

そもそも、代理人からのヒアリング結果にあるように、特許無効審判は和解を目的とする制度ではないことからすれば、特許無効審判における心証開示は、特許侵害訴訟における裁判官による心証開示と同一である必要は必ずしもない。

したがって、特許無効審判における心証開示が、いかなる場面で必要となるかは、特許無効審判の手続の独自性と、それに対する利用者の期待に照らし、特許侵害訴訟における裁判官による心証開示の手法や機能論とは、別途のアプローチから検討すべきである。

この点に関して、特に心証開示が望ましい(又は期待される)事案として、国内ヒアリング結果にあるように、審判官と当事者との認識の不一致(特に、技術理解や争点に関する誤解)を解くための争点整理的な心証開示は、望ましい心証開示の在り方の1つであると考えられる。また、争点と異なる審決を出す前に、反論の機会を与えるための心証開示についてもまた、望ましい心証開示の在り方の1つであると考えられる。更に、心証開示後に更に心証が変化した場合には、反論の機会を与えるための心証開示を行うことも望ましい心証開示の在り方の1つと考えられる。

(2)心証開示に際しての留意点

国内ヒアリング結果においては、心証開示の運用手法に関する幾つかの要望が示されている。手続の各段階で心証開示をして争点を絞る運用、心証開示後の反論の時間を与える運用が望ましいと思われる。また、心証開示の時期については、できるだけ早期(口頭審理前)に心証を開示する運用が望ましいと思われる。

(3)争点メモの運用に際しての留意点

国内ヒアリング結果においては、審判合議体による関心事項の事前提示(いわゆる争点メモの提示)については、総じて好意的に受け止められている。

他方、心証開示の運用手法に関し、幾つかの要望が示されている。争点メモが送付される頻度を現状よりも上げる運用、更に、争点メモの内容については、的を得たものになるよう改善する運用が望ましいと思われる。

また、心証開示の在り方に関連し、争点メモを用いて心証を提示する運用が望ましいと思われる。

3. その他(審理指揮全般)

国内ヒアリング結果にあるとおり、審理指揮全般に対する要望は多岐にわたる。1つには、当事者と特許庁の連絡体制の改善が望まれていることが分かる。もう1つは、書面提出の期限や機会に関して、審判長から状況に応じた適切な指揮がされることが望まれていることが分かる。

V. 口頭審理

1. 口頭審理の要否

国内ヒアリング結果からは、一般論として、口頭審理の必要性を肯定する回答が総じて多数であった。

その上で、国内ヒアリング結果において、口頭審理が不要であるケースとして指摘されている事案は、単純な事案等において、口頭審理を形式的に開く場合である。

他方において、口頭審理が開催されることが望ましい(又は期待される)と言及されている事案は、特許侵害訴訟が並行して動いている事案である。

なお、口頭審理を開催するか否かを判断するにあたっては、当事者の意向を踏まえてほしいとの意見もあることから、例えば、手続の当初において、口頭審理の要否について、当事者に照会し、当事者の回答を踏まえて審理計画を策定する運用については、検討の余地があるものとする。

2. 口頭審理の準備負担軽減のための留意点

国内ヒアリング結果からは、口頭審理の準備負担について、負担が大きい・小さい両意見が見受けられた。

争点メモの利用・不明事項の審尋・事前準備手続の実施については、事案ごとに要否が異なるものの、総じて、口頭審理の準備負担軽減に資する場合があるとの意見が多数であった。

更に口頭審理の準備負担を軽減するための措置として、口頭審理においてどこに力点が置かれるのか、また、技術説明が必要(な可能性がある)かを、事前に明確にする運用が望ましいと思われる。

3. 口頭審理の進め方に関する留意点

国内ヒアリング結果においては、口頭審理の進め方に関する具体的な要望が、幾つか示されている。まず、ある程度、定型的な口頭審理の方式を定める運用が望ましいと思われる。更に、外国企業が当事者となる事案の場合には、口頭審理前の書面の提出期限を考慮する運用が望ましいと思われる。また、口頭審理又はその直前において、争点整理を積極的に行う運用が望ましいと思われる。加えて、不規則発言については審判長の制止を求める意見や、口頭審理の終了時間を指定するよう求める意見もあり、口頭審理において、審判長による進行管理が適切に行われる運用が望ましいと思われる。

その他には、複数の審判が並行している場合には併合等の適切な指揮が臨機応変に行われる運用が望ましいと思われる。

4. 調書の体裁に対する留意点

国内ヒアリング結果においては、調書の体裁に関する具体的な要望が、幾つか示されている。特に争点との関係で重要な事項等については、なるべく調書に記載する運用が望ましいと思われる。

更に、コピーやプロジェクト等を利用して調書の内容を確認できるようにする運用が望ましいと思われる。こうした点も、併せて検討の余地があるものとする。

VI. 特許無効審判の審決形式

1. 審決の用字用語

客観的データからは、審決において、例えば、「文献に係る表記」については、「刊行物」・「引用例」・「引用文献」との表記が特に区別なく記載されている等、不統一な用法が散見されることが判明した。また、特許無効審判においては、査定が下りた権利の有効性が争われるのであるから、正しくは「本件」と記載すべきところ、「本願」と記載されている等、明らかな誤用も検出された。更に、公用文用字用語例集によれば「得る」との表記になるところ、「うる」と表記されている等、公用文用字用語例集に沿っていない記載も散見された。

この点に関しては、国内ヒアリング結果においても、判決との不統一を指摘する意見、審決の用字用語には統一感がないとする意見が寄せられている。

そこで、こうした客観的データやヒアリング結果を踏まえて、今後、審決の用字用語については、①明らかな誤記は改める、②公用文用字用語例集に沿った形での表記を検討する、③審決間における用字用語の統一を図る等の改善が望ましいと考える。

2. 審決の内容面

国内ヒアリング結果においては、以下のとおり、審決の内容面に関する具体的な要望が、幾つか示されている。

まず、当事者の主張の要約は審決の内容理解に必要であるが、その点の記載が不十分であるとの意見がかなり多く寄せられていた。そこで、審決において、当事者の主張の要約を必要かつ十分に行うことが望ましいと思われる。

更に、思考プロセスの記載不足が見られるとの意見がかなり多く寄せられていた。そこで、審決において、当事者の主張に対してかみ合う形で、思考プロセスを必要かつ十分に示すことが望ましいと思われる。

また、複数の無効理由に対して、1 つについてしか判断を書いていないことに対する不満も示されている。当事者の納得という観点からは、極力、すべての無効理由に対して判断を示すことが望ましいと思われる。

VII. 攻撃防御の在り方(特に海外制度の導入の点)

国内ヒアリング結果においては、特許無効審判の制度設計を考えるにあたり、米国の再審査や EPO の異議申立等で行われている予備的請求を参考にすべきであるとの意見が幾つか示されている。

とりわけ、EPO の異議申立等で行われている予備的請求

については、訂正の機会・回数制限にも関連する問題と密接に結びついており注目度は高い。この点に関しては、国内ヒアリング結果においては、導入に賛成する意見が多く見受けられた。

その上で、国内ヒアリング結果においては、仮に EPO の異議申立等で行われている予備的請求を導入する場合であっても、これに対する具体的な要望が示されている。

EPO の異議申立等で行われている予備的請求を導入するにあたっては、訂正案の数について制限を設ける運用が望ましいと思われる。

更に、訂正のタイミングを制限する制度設計にすべきか否かについては検討の余地があると考え(これに対し、訂正のタイミングを制限する制度設計は不要であるとする意見も存在する)。

また、予備的請求を認める代わりに請求人の反論の機会を充実させる制度設計や運用が可能か否かについては、十分に議論を尽くすべきである。

この他にも、予備的請求を認める代わりに出訴後の訂正審判請求を認めない制度設計を望む意見が存在する(もつとも、これに反対する意見も存在していることには留意すべきである)。

(担当: 研究員 安竹昭)